

認定発電設備等の概要書

1. 認定発電設備等の設置場所

地番	土地面積（㎡）

2. 認定発電設備等の経費^(※1)内訳（市民参加型再生可能エネルギー事業奨励金(土地)の場合は記入不要。）

区分（※2）	取得価額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計金額	円	

- (※1) 認定発電設備の経費とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に規定する経済産業大臣の認定を受けた範囲の設備の経費とする。
- (※2) 10kW以上の認定発電設備については、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する課税標準の特例措置の適用を受けていること。ただし、平成28年4月1日以降に取得された認定発電設備のうち、太陽光発電設備についてはこの限りでない。
- (※3) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の経費は、発電設備のほか、制御装置、配管や直交変換装置等附属設備の経費とする。
- (※4) 再生可能エネルギー熱利用設備の経費は、熱交換器、蓄熱機、制御装置や配管等附属設備の経費とする。

この概要書の記載内容について、真実に相違ありません。

【住所・所在地】

【氏名・名称】